

【新プラン開始のお知らせ】

- ・ 2020 年 2 月 18 日をもって、「LINE フリー」、「コミュニケーションフリー」および「MUSIC+」は、申し込みの受付を停止しました。これらのプランのお客様には、[LINE モバイル サービス利用規約（LINE フリー・コミュニケーションフリー・MUSIC+）](#) が適用されます。
- ・ 2020 年 2 月 19 日より受付を開始している「ベーシックプラン」のお客様には、本規約が適用されます。

LINE モバイル サービス利用規約

2021 年 1 月 27 日現在

目次

第 1 章	総則	4
第 1 条	(規約の適用)	4
第 2 条	(規約の変更)	4
第 3 条	(用語の定義)	4
第 2 章	本サービス	6
第 4 条	(本サービス)	6
第 5 条	(本サービスの提供区域)	6
第 6 条	(通信速度)	6
第 7 条	(通信利用の制限)	6
第 8 条	(通信時間等の制限)	7
第 9 条	(通信時間の測定)	7
第 10 条	(契約者識別番号の付与)	7
第 3 章	本サービス契約	8
第 11 条	(契約者)	8
第 12 条	(申し込み)	8
第 13 条	(申し込みの承諾等)	8
第 14 条	(本サービス課金開始日)	9
第 15 条	(通知または連絡)	9
第 16 条	(サービス利用の要件)	9
第 17 条	(データフリー機能)	10
第 4 章	契約事項の変更等	11
第 18 条	(サービス内容の変更)	11
第 19 条	(契約者の届出内容の変更等)	11
第 20 条	(契約上の地位)	11
第 5 章	端末機器および SIM カード	12
第 21 条	(端末機器)	12
第 22 条	(SIM カードの貸与)	12
第 23 条	(SIM カードに係る契約者の義務)	12
第 24 条	(SIM カードの返還)	13
第 6 章	利用の制限、中断および停止ならびにサービスの廃止	13
第 25 条	(利用の制限)	13
第 26 条	(利用の中断)	13
第 27 条	(契約者からの請求による利用の一時中断)	14
第 28 条	(利用の停止)	14
第 29 条	(サービスの変更・追加・休止・廃止)	15
第 7 章	契約の解除	15

第30条	(当社による解除)	15
第31条	(契約者の解約)	15
第32条	(初期契約解除)	16
第8章	料金	17
第33条	(料金)	17
第34条	(料金の支払方法)	17
第35条	(利用不能の場合における料金の調定)	17
第36条	(支払遅延)	18
第37条	(端数処理)	18
第38条	(債権の譲渡)	18
第9章	個人情報	18
第39条	(個人情報の取り扱い)	18
第10章	雑則	19
第40条	(禁止事項)	19
第41条	(暴排条項)	20
第42条	(保証および責任の限定)	21
第43条	(第三者の責めに帰すべき事由による利用不能)	21
第44条	(当社の装置維持基準)	22
第45条	(分離可能性)	22
第46条	(準拠法および管轄)	22
別紙		23
1.	プラン変更	23
2.	回線変更	23
3.	料金額	23
4.	データフリーオプション	26
5.	共通オプションサービス	28
6.	音声通話 SIM オプションサービス	28
7.	通話料/SMS 利用料	30

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. LINE モバイル株式会社（以下「当社」という）は、LINE モバイル サービス利用規約（以下「本規約」という）を定め、これにより LINE モバイルサービス（以下「本サービス」という）を提供します。
2. 当社が本規約とは別に用意する本サービスを説明する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 契約者は、当社が提供する本サービスに付随するオプションサービスを申し込む場合、当該オプションサービスに関する規約等を遵守するものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は、当社が必要と判断する場合、本サービスの目的の範囲内で、本規約を変更することができます。この場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生日を、当該効力発生日より前に、[LINE モバイル ウェブサイト](#)上の適宜の場所への掲示その他当社が適当と判断する方法により周知します。本規約の変更は、周知された効力発生日からその効力を生じるものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
au 回線	本サービスのうち、MNO が KDDI 株式会社である回線種別のことをいいます。
docomo 回線	本サービスのうち、MNO が株式会社 NTT ドコモである回線種別のことをいいます。
MNO	本サービスにおいて卸電気通信役務を提供する携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社、株式会社 NTT ドコモまたは KDDI 株式会社）をいいます。
MNP	携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更する制度）をいいます。
MVNE	docomo 回線または au 回線である場合において、当社とワイヤレスデータ通信の提供に係る回線契約その他の契約を締結し、本サービスの提供を支援する事業者をいいます。

用語	用語の意味
SIM カード	本サービス契約に基づき MNO から貸与される、契約者識別番号やその他の情報を記録することができる IC カードをいいます。 • SIM タイプ：データ SIM（SMS 付き）、音声通話 SIM • SIM カードのサイズ： 【SoftBank 回線】マイクロ SIM（中）、ナノ SIM（小） 【docomo 回線・au 回線】マルチカット SIM の 1 種類 ※ マルチカット SIM は、標準 SIM（大）、マイクロ SIM（中）およびナノ SIM（小）のいずれとしても利用することができます。
SoftBank 回線	本サービスのうち、MNO がソフトバンク株式会社である回線種別のことをいいます。
回線種別	MNO がソフトバンク株式会社、株式会社 NTT ドコモまたは KDDI 株式会社であるかの種別をいいます。
契約者	本規約の定めにより、本サービスへの申し込みを行い、当社と本サービスの利用に係る契約を締結した者をいいます。
データフリー機能	当社が規定する特定のデータ通信をデータ通信利用容量の消費対象外とする機能をいいます。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
本サービス契約	当社と契約者の間で締結される本サービスの利用に係る契約をいいます。
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下同じ）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金にあてるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じて料金に変更される場合があります。
利用者	契約者が指定する本サービスを利用する者をいいます。利用者における本サービスの利用に関するすべての責任は、契約者が負うものとします。

第2章 本サービス

第4条 (本サービス)

本サービスは、MNO が提供する移動無線通信に係る通信網を利用して提供する電気通信サービスです。

第5条 (本サービスの提供区域)

1. 本サービスの提供区域は、MNO の通信区域とします。通信は、通信回線に接続されている端末機器が MNO の通信区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。ただし、回線種別ごとに提供区域は異なります。
2. 通信区域内であっても、電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
3. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信を行うことができないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第6条 (通信速度)

1. 当社が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、契約者が使用する SIM カード、情報通信機器（端末機器を含む）、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行いません。
3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. データ通信利用容量を超えた場合であっても、他の理由があるときを除き、当社は、データフリー機能によりデータ通信利用容量の消費対象外となるデータ通信の速度制限を行いません。
5. 前項に定める場合において、契約者は、当社または当社がデータフリー機能に係る業務を委託する MVNE が前項の機能を実現するのに必要最低限のデータ（IP アドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部（テキスト、動画、画像等のデータ内容含まない部分））を参照することに同意します。
6. 第4項に定める場合において、契約者と利用者が異なるときは、契約者は、当社または当社がデータフリー機能に係る業務を委託する MVNE が第4項の機能を実現するため必要最低限のデータ（IP アドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部（テキスト、動画、画像等のデータ内容含まない部分））を参照するということを利用者に同意させることが必要となります。利用者による第4項の機能の利用について、プライバシーやその他の権利を侵害しているまたはその可能性があるとして、利用者と当社との間で問い合わせ、苦情または紛争等が発生した場合は、契約者自身の責任により当該紛争等処理、解決することとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条 (通信利用の制限)

1. 当社は、技術上、保守上その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または MNO の提供する電気

通信サービスの契約約款の規定もしくは MNO もしくは MVNE と当社との間で締結される契約の規定に基づく、MNO による通信利用の制限が生じた場合、契約者に通知することなく、通信を一時的に制限または停止することができます。

2. 当社は、au 回線については、直近 72 時間（3 日間）における送受信の通信量の合計が 6GB を超えた場合、契約者に通知することなく、通信を一時的に制限することができます。
3. 前二項の場合、契約者は、当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第 8 条 （通信時間等の制限）

1. 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超える場合、または一定期間におけるデータ通信量が当社の定める基準を超える場合は、その通信を制限または切断することができます。
2. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信等により、一定期間内のデータ通信量が一定の基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく、速度やデータ通信量を制限することがあり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
3. 前二項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
4. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことができます。

第 9 条 （通信時間の測定）

1. 本サービスに係る通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とする）から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（MVNE の機器を含む）により測定します。
2. 前項の定めにかかわらず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信が一時的に制限された場合（[第 7 条（通信利用の制限）](#)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとする）は、MVNE が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第 10 条 （契約者識別番号の付与）

契約者識別番号の付与は、MNO の定める約款に従い、MNO が行います。

第3章 本サービス契約

第 1 1 条 (契約者)

契約者は、個人（18 歳以上の者に限る）に限るものとします。ただし、契約者が 18 歳以上 20 歳未満の場合、親権者の同意が必要です。

第 1 2 条 (申し込み)

1. 本サービスの利用申し込み（以下「申し込み」という）は、当社が定める所定の方法により行うものとします。
2. 本サービス契約の申込者（以下「申込者」という）の居住地は、日本国内に限るものとします。
3. 当社は、申込者の本人確認を行うにあたって、申込者より提供を受けた本人確認のための書類について、発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合を含む）を行うなど、当社が必要と考える措置を講じることができます。
4. 本サービス契約の申込者は、本人確認のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。申込者から本人確認のための書類の提出が行われない間は、当社は、本サービスの申し込みの承諾を留保または拒絶することができます。
5. 本サービスの申し込みと同時に、当社が販売する端末の購入申し込みをする者は、当社が別途定める「[端末購入規約](#)」に同意するものとします。
6. 申込者以外の者が本サービスを利用する場合は、申込者は申込時に利用者を指定するものとします。

第 1 3 条 (申し込みの承諾等)

1. 当社は、申し込みがあったときは、審査の上これを承諾します。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申し込みの承諾を留保または拒絶することができます。
 - ① 申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがある場合
 - ② 申込者が[第 28 条（利用の停止）](#) 第 1 項各号の事由に該当する場合
 - ③ 申込者が、申し込みより以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解約したことがある場合
 - ④ 申し込みの際、当社に対し虚偽の事実を通知した場合
 - ⑤ 申し込みの際、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定した場合
 - ⑥ 申込者が指定したクレジットカードの名義人が申込者名義と異なる場合
 - ⑦ 前条第 3 項において、本人確認ができない場合
 - ⑧ 申込者と同一世帯に属する者が当社と本サービス契約を締結し、契約上の債務の支払いを怠っている場合
 - ⑨ その他当社の業務遂行上支障がある場合
2. 前項の規定により申し込みを拒絶した場合は、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3. 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申し込みの承諾を留保または拒絶することができます。
4. 当社は、1 世帯あたりの契約数に上限を定めることができます。この場合において、当該上限を超えて本サービスの利用の申し込みがあったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申し込みの承諾を留保または拒絶することができます。
5. 当社が申込者からの申し込みを承諾した場合、電気通信事業法第 26 条の 2 に基づく書面の交付は、郵送または電磁的方法によって行います。

第 14 条 （本サービス課金開始日）

LINE モバイル ウェブサイトから申し込みを行う場合、本サービスの課金開始日は次の表のとおりです。なお、店頭で申し込みを行う場合、本サービスの課金開始日（MNP 転入の場合も含む）は、店頭での開通処理が完了した日（以下「開通処理日」という）となります。なお、au 回線については、店頭での申し込みは受け付けません。

	回線開通日	課金開始日
新規開通	SIM カード発送日の翌日	SIM カード発送日の翌々日
MNP 転入	MNP 予約番号有効期限最終日または開通処理日のいずれか早い方	回線開通日と同日

第 15 条 （通知または連絡）

契約者は、当社から契約者に対する通知または連絡を行うための電子メールアドレスを当社に対して指定するものとします。当該電子メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示または事実の伝達とみなされます。

第 16 条 （サービス利用の要件）

1. 契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。IP アドレスは、グローバルまたはプライベートのいずれかが指定されます。プライベート IP アドレス利用により、一部サービスが利用できない場合があることを契約者はあらかじめ同意するものとします。
2. 契約者は、音声通話 SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、MNP による転入または転出を行うことができます。
3. MNP 転入には、以下の条件が適用されます。
 - ① 転入元事業者の契約者と、本サービス契約の契約者の名義が同一である必要があります。

- ② 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - ③ 本サービス利用の申し込みと同時に MNP 転入手続を行う必要があります。
 - ④ 一部の仮想移動体通信事業者からの MNP 転入の場合、課金開始日の属する月に一部機能制約があることをあらかじめ承諾する必要があります。
- 4. 音声通話 SIM カードによって利用可能な音声通話機能は、必ずしも MNO が提供する類似サービスと同一の仕様ではありません。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
 - 5. 本サービスにおいては、[第 25 条（利用の制限）](#) および [第 28 条（利用の停止）](#) に定めるほか、本サービスの品質および利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内のデータ通信量が当社の別途定める基準（料金プランごとに異なる場合がある）を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります。
 - 6. docomo 回線においては、国際電話または国際ローミングに係る月間利用額が利用停止目安額（国際電話につき 2 万円、国際ローミングにつき 5 万円）を超えた場合、当該料金月の末日までの間、国際電話または国際ローミングの利用を停止します。なお、サービス運用上の都合により、利用停止目安額を超過しても直ちに利用制限されない場合があります。また、当社は、利用停止目安額を超過して利用された場合、その事由によらず当該利用により発生した料金の減免を行いません。SoftBank 回線および au 回線においては、かかる利用停止を行うことはありません。
 - 7. 契約者は、通話料金が平均的なユーザーの利用実績または契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社からの利用状況の確認の求めに応じるものとします。当社は、連絡不能等によりその確認ができない場合、本サービスを当月の月末まで停止することができます。
 - 8. 本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備または法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
 - 9. 当社は、画面の表示速度や動画の再生開始時間を早くするための通信の最適化を行う場合があります。
 - 10. 契約者と利用者が異なる場合、利用者のプライバシーやその他の権利に関連するサービス（通話明細等）を契約者が利用する場合、利用者の同意が必要となります。当該サービスの利用について、プライバシーその他の権利を侵害している、またはその可能性があるとして、利用者またはその他の第三者と当社との間で問い合わせ、苦情または紛争等が発生した場合は、契約者自身の責任により当該紛争等処理、解決することとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第 17 条 （データフリー機能）

- 1. 契約者は、当社または当社がデータフリー機能に係る業務を委託する MVNE がデータフリー機能を実現するため必要最低限のデータ（IP アドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部（テキスト、動画、画像等のデータ内容含まない部分））を参照することに同意します。
- 2. 契約者と利用者が異なる場合、契約者は、当社または当社がデータフリー機能に係る業務を委託する MVNE がデータフリー機能を実現するため必要最低限のデータ（IP アドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部（テキスト、動画、画像等のデータ内容含まない部分））を参照するということを利用者に同意させることが必

要となります。利用者によるデータフリー機能の利用について、プライバシーやその他の権利を侵害しているまたはその可能性があるとして、利用者と当社との間で問い合わせ、苦情または紛争等が発生した場合は、契約者自身の責任により当該紛争等処理、解決することとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第4章 契約事項の変更等

第18条 (サービス内容の変更)

1. 契約者は、次に掲げる事項に限り、本サービスの契約の内容について変更を請求できます（ただし、当社が必要と判断する場合、事前に通知または公表することにより、かかる変更の請求を制限することがある）。
 - ① 同一のSIMタイプ内での異なるプランへの変更（暦月単位でのみ変更可能）
 - ② SIMカードのサイズ変更（SIMカード1枚ごとに、別紙で定めるSIMサイズ変更手数料が発生）
2. [第12条（申し込み）](#) 第1項および[第13条（申し込みの承諾等）](#)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申し込み」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第19条 (契約者の届出内容の変更等)

契約者は、その住所、当社に届け出た支払方法（クレジットカードなど）、利用者の情報など、当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第20条 (契約上の地位)

1. 本サービス契約に基づく契約者の契約上の地位は、契約者に一身専属的に帰属し、第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。
2. 契約者が本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、当社が承諾する場合を除き、譲渡することができません。
3. 契約者は、当社が承諾する場合を除き、本サービスを再販売する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

第5章 端末機器および SIM カード

第 2 1 条 (端末機器)

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる端末機器等を自己の責任と費用において準備するものとします。
2. 契約者は、端末機器等を電気通信事業法および電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他関係法令が定める技術仕様に適合するように維持するものとします。
3. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - ① 端末機器の取り外し、変更、分解もしくは損壊またはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - ② 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと

第 2 2 条 (SIM カードの貸与)

1. 本サービスの利用には、SIM カードが必要となります。SIM カードは、当社が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
2. 当社は、本人確認書類に記載の住所宛に転送不可にて SIM カードを発送します。

第 2 3 条 (SIM カードに係る契約者の義務)

1. 契約者は、貸与を受けている SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 契約者は、SIM カードを契約者以外の第三者に利用させたり、第三者に対して貸与、譲渡、売買等を行ったりしてはなりません。
3. 契約者による SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による SIM カードの使用により発生した料金等については、すべて当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。
4. 契約者は、SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. 契約者は、SIM カードを紛失（盗難による紛失を含む）、故障または破損した場合、当社が定める方法により再発行を受けるものとします。この場合、契約者は、別紙で定める SIM カード再発行手数料を支払うものとします。ただし、当該 SIM カードの故障または破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、無償で交換します。
6. 契約者は、SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報の読み出し、変更または消去をしないものとします。
7. 契約者は、SIM カードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて当社に対して支払うものとします。
8. 契約者が当社の貸与した SIM カード以外の SIM カードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社および MNO の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が

当社の貸与した SIM カード以外の SIM カードを使用したことに起因して、当社、MNO および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。

第 24 条 (SIM カードの返還)

契約者は、本サービス契約が終了した場合、または回線種別の変更、SIM カードの再発行等に伴い SIM カードが不要になった場合は、速やかに貸与した SIM カードを当社指定の以下の返送先住所に送料自己負担にて返却するものとします。

[返送先住所]

〒272-0001

千葉県市川市二俣 678-55

ESR 市川ディストリビューションセンター3F 南棟

LINE モバイル株式会社 返却窓口

第6章 利用の制限、中断および停止ならびにサービスの廃止

第 25 条 (利用の制限)

1. 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることができます。
2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信を制限することができます。

第 26 条 (利用の中断)

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中断することができます。
 - ① 当社、MNO または MVNE の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ない場合
 - ② 当社、MNO または MVNE が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由がある場合
 - ③ 前条の規定により、通信利用を制限する場合
 - ④ MNO または MVNE の約款により、通信利用を制限する場合
 - ⑤ 当社の業務上やむを得ない事由が生じた場合
 - ⑥ その他当社が必要と合理的に判断した場合
2. 当社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金を行いません。

第 27 条 （契約者からの請求による利用の一時中断）

1. 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいう。以下同じ）を行います。
2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解約を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解約の手続は、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本利用料、ユニバーサルサービス料等の月額料）は発生します。

第 28 条 （利用の停止）

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当する場合は、本サービスについてその全部または一部の提供を停止することができます。
 - ① 本サービス契約に定める契約者の義務に違反した場合または本サービス契約の定めに違反する行為が行われた場合
 - ② 本サービスの料金やその他債務の支払いを怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合
 - ③ 契約者が指定した支払方法を使用することができなくなった場合
 - ④ 当社に登録している契約者情報やその他登録情報に変更があったにもかかわらず、当該変更について変更手続を怠った場合
 - ⑤ 当社に登録している契約者情報その他登録情報について事実と反し、またはそのおそれがあることが判明した場合
 - ⑥ 本サービスを違法な態様または公序良俗に反する態様で利用した場合
 - ⑦ 当社の業務または本サービスに係る電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われた場合
 - ⑧ 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある行為が行われた場合
 - ⑨ [第 13 条（申し込みの承諾等）](#) 第 1 項に定める申し込みの拒絶事由に該当する場合
 - ⑩ 当社が送付した SIM カードを受領しない場合
 - ⑪ 警察より利用停止の緊急要請があった場合
 - ⑫ 前各号に掲げるほか、当社が不適切と合理的に判断する態様において本サービスを利用した場合
2. 当社は、前項の規定による利用の停止を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 本条に基づく、本サービスの停止があっても、本サービスの料金は発生します。
4. 当社は、本条に基づく利用の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部もしくは一部の返金を行いません。

第 29 条 （サービスの変更・追加・休止・廃止）

1. 当社は、都合によりいつでも、本サービスの全部または一部を変更、追加、休止または廃止することができます。
2. 当社は、前項による本サービスの全部または一部の変更、追加、休止または廃止について、何ら責任を負うものではありません。
3. 当社は、第 1 項の規定により本サービスの全部または重要な一部を休止または廃止する場合は、契約者に対し、相当な期間前までにその旨を通知します。

第7章 契約の解除

第 30 条 （当社による解除）

1. 当社は、[第 28 条（利用の停止）](#) 第 1 項各号のいずれかの事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすときまたはそのおそれがあると認められるときは、契約者の本サービス契約を解除することができます。
2. 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除する場合は、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合、当社が指定する日をもって、本サービス契約を解除することができます。
4. 当社は、本サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断する場合、本サービス契約を解除することができます。
5. 契約者は、第 1 項、第 3 項または第 4 項に基づく解除が行われた場合、当社が定める期日までに、別紙で定める解約事務手数料を一括して支払うものとします。

第 31 条 （契約者の解約）

1. 契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、本サービス契約を解約することができます。
2. 前項に基づく解約は、当社が解約申し込みを受領した日の属する月の末日にその効力を生じるものとします（本条第 3 項に規定する MNP による転出の場合は除く）。ただし、契約終了後、ワイヤレスデータ通信、SMS 機能または音声通話機能の利用が可能な場合で、当該機能の利用が確認されたときは、契約終了にかかわらず、契約者は本規約の定めに基づく当該利用に係る料金を支払うものとします。
3. 契約者が当社に対して MNP による転出を通知した場合は、本サービスの解約を通知したものとみなされます。本サービスの解約日は、MNP 転出手続の完了日とします。解約月の月額基本利用料は全額発生するものとします。また、別紙記載の MNP 転出手数料が別途発生するものとします。なお、契約者は、[第 32 条（初期契約解除）](#) の場合を除き、課金開始日から 8 日間は MNP 転出をすることができません。
4. 契約者は、第 1 項または第 3 項に基づく解約が行われた場合、当社が定める期日までに、別紙で定める解約事務手数料を一括して支払うものとします。

5. [第 25 条（利用の制限）](#) 第 1 項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、本サービス契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、本サービス契約を解約することができます。この場合において、本サービス契約の解約は、その通知が当社に到達した日にその効力が生じたものとみなされます。
6. [第 29 条（サービスの変更・追加・休止・廃止）](#) 第 1 項の規定により本サービスの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本サービス契約が解約されたものとみなされます。

第 3 2 条 （初期契約解除）

1. 音声通話 SIM を申し込んだ契約者は、課金開始日または契約書面を受領した日のいずれか遅い日から起算して 8 日を経過するまでの間、LINE モバイル ウェブサイト内のマイページによる手続を通じて、または書面により本サービス契約を解除することができます。かかる契約解除の効力は、当該マイページによる手続を行なった時または書面を発した時に生じます。
2. 本サービス契約が前項に基づき解除された場合、本サービスに付随するオプションサービスに関する契約（端末購入に関する契約を除く）も自動的に解除となります。
3. 当社は、契約者に対し、契約者が第 1 項に定める解除を行なった場合、次の各号に掲げる金銭等の全部または一部を請求します。当社は、当該料金以外の金銭等を受領している場合、契約者に対して当該金銭等を返還します。
 - ① 登録事務手数料
 - ② 当社が第 1 項に定める解除までに提供した本サービスに係る通話料および SMS 利用料
 - ③ オプションサービスの利用料（日割計算は行わず、第 1 項に定める解除を行った月（当該月と課金開始日の属する月が異なる場合はその双方）の利用料の全額となる）
 - ④ MNP 転出を行なう場合の MNP 転出手数料（なお、新規電話番号による契約について、MNP 転出を行うことはできない）
4. プランまたは回線種別の変更に係る本サービス契約の変更契約についても、第 1 項の規定は適用されます。この場合、変更前のプランまたは回線種別に戻ることなく、本サービス契約は解除されることになるため、ご注意ください。
5. 契約者は、第 1 項に定める解除の効力が発生した場合であっても、当社による本サービスの停止に必要な措置が完了するまで、本サービスを利用することができます。当社は、かかる期間に契約者が提供を受けた本サービスに係る第 3 項第 2 号に定める金額等の全部または一部を請求します。なお、当社は、契約者が MNP 転出を行う場合であっても、MNP 転出の完了の如何にかかわらず、本サービスの停止に必要な措置をとりますので、ご注意ください。

第8章 料金

第33条 (料金)

1. 本サービスの料金は、本サービスに係る初期費用（登録事務手数料およびSIMカード発行手数料）、月額基本利用料、通話料、SMS 送信料、データ量の追加に係る料金、ユニバーサルサービス料、手続に関する料金およびその他当社が定める費用とします。
2. 本サービスの料金の額は、別紙の料金表で定めるとおりとします。
3. 契約者は、当社に対し、本サービスの料金を支払う義務を負うものとします。
4. 月額基本利用料は、課金開始日から本サービス契約の解約等の手続が完了した日が属する月の末日まで発生します。この場合、[第 28 条 \(利用の停止\)](#) の規定により本サービスの提供について停止があった場合であっても、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第34条 (料金の支払方法)

1. 契約者は、当社が別途定める場合を除き、本サービスの料金やその他の本サービスに係る債務（以下「サービス料金等」という）を、クレジットカードまたは LINE Pay 株式会社の発行するプリペイドカードのうち当社が認めるものにより、原則として毎月の本サービスの料金その他の本サービスに係る債務をその翌月又は翌々月内の当社が指定する日までに支払うものとします。LINE Pay 株式会社の発行するプリペイドカードのうち当社が認めるものを除き、デビットカード・プリペイドカードを利用したサービス料金等の支払いはできません。
2. 前項に定める支払いに代えて、または前項に定める支払いとともに、契約者は、当社が別途定める手続に従って、自己の保有する LINE ポイントを 1 ポイント 1 円として換算した金額相当額を、サービス料金等（月額基本利用料およびユニバーサルサービス料に限る。以下本項において同じ）の全部又は一部に充当することができます。なお、かかる LINE ポイントの充当には、利用できる LINE ポイントの数の上限その他当社が別途指定する条件があります。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、当社は、ある月において契約者のサービス料金等が平均的なユーザーの利用実績または契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることを確認した場合、月の途中でであっても、契約者に対して当該月におけるサービス料金等の支払いを請求することができます。契約者は、かかる請求を受けた日から相当の期間が経過するまでの間に、当社に対してサービス料金等を支払うものとします。

第35条 (利用不能の場合における料金の調定)

1. 当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含む。以下同じ）が生じた場合において、当該状態が生じたことを当社が知った時から連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」という）、当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てる）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合、契約者は、その権利を失うものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、本サービスにおいて、本サービスが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、当該貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、前項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

第36条 （支払遅延）

1. 契約者は、[第34条（料金の支払方法）](#)に規定に基づく本サービスの料金その他本サービスに係る債務の支払いを怠った場合には、当社が別途指定する支払方法（Pay-easy による支払いを含むが、それに限らない）により、当社が別途指定する日までに本サービスの料金その他本サービスに係る債務を支払うものとします。この場合、契約者の支払遅延に起因して当社が別途指定した支払方法に必要な支払手数料は、契約者の負担とします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約者は、本サービスの料金やその他の本サービスに係る債務の支払いを怠り、本サービス契約が解除された場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.6 パーセントの割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

第37条 （端数処理）

当社は、基本料金、消費税相当額やその他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数を四捨五入するものとします。ただし、日割り計算を行う場合は、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとします。

第38条 （債権の譲渡）

1. 当社は、本サービス契約または本サービスに基づき生じたすべての債権について、弁護士、弁護士法人やその他の当社が指定した第三者（以下「債権譲渡先」という）に譲渡する場合があります。この場合、契約者は、当該債権譲渡につき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 前項の場合において、当該債権譲渡の請求および回収に用いるため、契約者は、当社が債権譲渡先に対し、契約者の氏名、住所、電話番号ならびに債権の請求および回収を行うために必要な情報を提供することを承諾するものとします。
3. 第1項の場合において、当社および債権譲渡先は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略することができます。

第9章 個人情報

第39条 （個人情報の取り扱い）

当社が契約者から取得した情報の取り扱いは、当社の[プライバシーポリシー](#)に従うものとします。

第10章 雑則

第40条 (禁止事項)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはなりません。

1. 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。他人の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
2. 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
3. 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
4. わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像または文書等を送信し、または掲載する行為
5. 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為、貸金業を営む登録を受けずに金銭の貸付の広告を行う行為
6. 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
7. 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用している情報を改ざんし、または消去する行為
8. 自己のID情報を他人と共有しまたは他者が共有している状態に置く行為
9. 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の契約者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含む）
10. コンピュータウイルスやその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
11. 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含む）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
12. 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為
13. 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
14. 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
15. 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
16. 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
17. 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
18. 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
19. その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
20. 他人の施設、設備または機器に権限なくアクセスする行為
21. 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
22. その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為

- 23. 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
- 24. 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為
- 25. 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用いる、または合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為
- 26. 自動ダイアリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
- 27. SIM カードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為
- 28. 位置情報を取得することができる端末機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為
- 29. その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為
- 30. 前各号に該当するおそれがあると当社が合理的に判断する行為
- 31. その他当社が不適当と合理的に判断した行為

第 4 1 条 （暴排条項）

- 1. 契約者は、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）
 - ② 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団
 - ⑥ 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない）を有する者
 - ⑦ その他前各号に準じる者
- 2. 契約者は、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない）をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準じる行為
- 3. 当社は、契約者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本サービス契約を解除することができます。
- 4. 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除した場合、かかる解除によって契約者に生じた損害、損失および費用を補償する責任を負いません。

第42条 （保証および責任の限定）

1. 本サービスは、MNOが提供する携帯電話事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳した場合、電波状況が著しく悪化した場合、または携帯電話事業者の定めに基づいて通信の全部もしくは一部の接続ができない場合もしくは接続中の通信が切断される場合があります。当社は、これらの場合において契約者または第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、本サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。
2. 当社は、自らの故意または重過失による場合を除き、その原因の如何を問わず、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負いません。
3. 当社は、自らの故意または重過失により契約者に損害が生じた場合、通常生ずべき損害のみ賠償する責任を負い、逸失利益、データの消失、事業機会の喪失または中断その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負いません。また、この場合において、当社が契約者に賠償する損害の額は、契約者から当該損害が発生した月に受領した本サービスの料金の額を上限とします。
4. 本サービス契約が消費者契約法（平成12年法律第61号。以下同じ）の定める消費者契約である場合、前二項の定めは適用されません。この場合、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負います。ただし、自らの責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではありません。
5. 前項の定めにかかわらず、当社の故意または重過失によらずして契約者に損害が生じた場合、当社は、通常生ずべき損害のみ賠償する責任を負い、逸失利益、データの消失、事業機会の喪失または中断その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負いません。また、この場合において、当社が契約者に賠償する損害の額は、契約者から当該損害が発生した月に受領した本サービスの料金の額を上限とします。
6. 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をした場合、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

第43条 （第三者の責めに帰すべき事由による利用不能）

1. 第三者の責めに帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被った場合、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」という）を限度として、損害の賠償をします。
2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被ったすべての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を、当該損害を被ったすべての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額とします。

第 4 4 条 （当社の装置維持基準）

当社は、本サービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 4 5 条 （分離可能性）

本サービス契約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本サービス契約の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第 4 6 条 （準拠法および管轄）

本サービス契約の準拠法は日本法とします。本サービス契約に関連または付随して発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙

1. プラン変更

同一の SIM タイプ内でのプラン変更（例えば、データ SIM（SMS 付き）3GB からデータ SIM（SMS 付き）12GB への変更、音声通話 SIM3GB から音声通話 SIM12GB への変更など）をすることができます（ただし、当社が必要と判断する場合、事前に通知または公表することにより、かかる変更の請求を制限することがある）。変更後のプランは、申し込みいただいた日の属する月の翌月 1 日からのご利用となります。月末日の申し込みの場合、翌々月の変更となる場合があります。

2. 回線変更

音声通話 SIM については回線種別の変更（docomo 回線または au 回線から SoftBank 回線への変更に限る）をすることが可能です。変更後の回線が開通した時点から変更後のプランが適用され、契約期間は引き継がれます。ただし、データ容量については引き継ぐことができません。なお、当社が必要と判断する場合、事前に通知または公表することにより、変更可能な回線種別の範囲を変更することがあります。

3. 料金額

(1) 初期費用

ウェブ登録事務手数料 ※1 ※2	3,000 円（税込 3,300 円）
エントリーコード登録事務手数料 ※3	900 円（税込 990 円）
SIM カード発行手数料	400 円（税込 440 円）

※1 当社のウェブサイトからの申し込みのうち、下記※3 の方法によらずに本サービスを申し込む場合にかかる費用です。

※2 当社のウェブサイトからの申し込みに関して、LINE モバイル ウェブサイト内のマイページから追加で回線を申し込む場合、または招待 URL（本サービスに係る契約を当社との間で締結されている他のお客様が自らのマイページにおいて発行した URL をいう）を経由して申し込む場合、ウェブ登録事務手数料は以下のとおりです。

- | |
|--|
| ・音声通話 SIM：無料
・データ SIM（SMS 付き）：500 円（税込 550 円） |
|--|

※3 エントリーパッケージを購入し、当社のウェブサイトからの申し込みの際に当社の発行するエントリーコードを入力する方法により本サービスを申し込む場合にかかる費用です。この場合、エントリーコードが記載されたエントリーパッケージの購入代金がエントリーコード登録事務手数料の支払いに充てられるため、SIM カード発行手数料を除き、エントリーコード登録事務手数料などの初期費用を別途お支払いいただく必要はありません。また、一度申し込みが完了したエントリーコードは再利用できません。なお、エントリーコードは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する前払式支払手段に該当するもので、当社が発行者となります。その他エントリーコードの取扱いの詳細は、[LINE モバイルエントリーコード規約](#)をご確認ください。

※4 当社または第三者がキャンペーンを実施する場合や第三者が端末を販売する場合などに交付されるエントリーコ

ードは、当社が無償で発行するもので、※3 記載のエントリーコードとは区別されるものです。無償で発行されたエントリーコードを利用して本サービスを申し込む場合には、ウェブ登録事務手数料およびエントリーコード登録事務手数料を別途お支払いいただく必要はありません。無償で発行されたエントリーコードの取扱いの詳細は、かかるエントリーコードの交付の際の当社または第三者による説明をご確認ください。

※5 家電量販店などの店舗における即日受け渡しで本サービスを申し込む場合には、ウェブ登録事務手数料およびエントリーコード登録事務手数料を別途お支払いいただく必要はありません。この場合、別途同店舗において当社の SIM カード入りパッケージ（代金は同店舗が別途定める）を購入いただく必要があります。

(2) ベーシックプラン 月額基本利用料

データ SIM（SMS 付き）

500MB	600 円（税込 660 円）/月
3GB	980 円（税込 1,078 円）/月
6GB	1,700 円（税込 1,870 円）/月
12GB	2,700 円（税込 2,970 円）/月

※ 本サービスの課金開始日の属する月の月額基本利用料は、日割りで計算した金額とします。ただし、同月に解約した場合には、日割り計算を行いません。

音声通話 SIM

500MB	1,100 円（税込 1,210 円）/月
3GB	1,480 円（税込 1,628 円）/月
6GB	2,200 円（税込 2,420 円）/月
12GB	3,200 円（税込 3,520 円）/月

※ 本サービスの課金開始日の属する月の月額基本利用料は、日割りで計算した金額とします。ただし、同月に解約した場合には、日割り計算を行いません。

(3) その他の料金

データ量の追加 0.5GB ※1※2	500 円（税込 550 円）
データ量の追加 1 GB ※1※2	1,000 円（税込 1,100 円）

回線変更手数料	3,000 円（税込 3,300 円）
SIM カード変更手数料 ※3	3,000 円（税込 3,300 円）
MNP 転出手数料	3,000 円（税込 3,300 円）
解約事務手数料 ※4	1,000 円（税込 1,100 円）
ユニバーサルサービス料 ※5※6	(2020 年 12 月までの利用分) 2 円（税込 2 円）/月 (2021 年 1 月からの利用分) 3 円（税込 3 円）/月

※1 追加データ量の利用の有効期限は、データ量の追加を行った日の属する月の翌月末日となります。追加データ量は、データプレゼントの対象外となります。

※2 データ量の追加は、1 ヶ月につき 10 回までです。

※3 当社が必要と判断する場合、事前に通知または公表することにより、SIM サイズの変更および SIM カード再発行の申込みを制限することがあります。

※4 本サービス契約を、解約し、または MNP 転出をした場合の手続に必要となる費用です。

※5 ユニバーサルサービス料はデータ SIM を除く SIM カード 1 枚ごとに発生します。ユニバーサルサービス料は、一般社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じて料金に変更される場合があります。

※6 本サービスの課金開始日の属する月のユニバーサルサービス料は、日割り計算を行いません。

(4) データプレゼント

データプレゼントとは、当該料金月に付与されたデータ通信量を、本サービスを利用している他のお客様に付与および他のお客様から授受する機能をいいます。

データプレゼントは、無料で本サービスに自動的に付帯されます。他のお客様から授受したデータ通信量の利用については、授受した日が属する月の末日が有効期限となります。

契約者は、同一の回線種別を利用する他のお客様へのデータプレゼントおよび他の回線種別を利用するお客様へのデータプレゼントのいずれも行なうことができます。

(5) フィルタリングアプリ

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）に基づき、18 歳未満の方が利用者となる場合、保護者からの申し出がない限り、フィルタリングサービスの利用が法律上義務付けられています。当社が提供するフィルタリングサービスの利用を希望される場合、登録されたメールアドレス宛に送付する案内に従って、デジタルアーツ株式会社が提供する i-フィルターをインストールし、有効にしてください。

※ 保護者には、18 歳未満の方のインターネットの利用状況を把握・管理するよう努力することが法律上義務付け

られています。

- ※ 18 歳未満の方のインターネットの利用にあたっては、健全な成長を著しく阻害する違法または有害な情報の閲覧等のリスクがあります。フィルタリングサービスの利用は、かかるリスクの軽減に有効な手段となります。
- ※ フィルタリングサービスの利用は上記リスクを完全に除去するものではありません。保護者による利用状況の把握・管理が必要となります。
- ※ i-フィルター以外のフィルタリングサービスの利用を希望される場合、保護者の責任において、当該フィルタリングサービスを有効にしてください。
- ※ i-フィルターのご利用には、別途提示する「[i-フィルター for マルチデバイス 利用規約](#)」に同意いただく必要があります。
- ※ フィルタリングサービスの説明に関しては、「[MVNO スマートフォン安心安全ガイド](#)」もご覧ください。

4. データフリーオプション

(1) 月額料金

LINE データフリー	無料
SNS データフリー ※2	280 円（税込 308 円）/月
SNS 音楽データフリー ※2	480 円（税込 528 円）/月

※1 いずれかのオプションへの加入が必須です。

※2 ベーシックプランがデータ SIM（SMS 付き）500MB および音声通話 SIM500MB である契約者は、SNS データフリーおよび SNS 音楽データフリーへ加入することができません。

※3 データフリーオプションを変更する場合は、その申込日の翌月 1 日から変更の効力が発生します。

※4 データフリーオプションの月額料金は、日割り計算を行いません。

(2) LINE データフリー

LINE データフリーでは、「LINE」の利用に伴い発生するデータ量が、データフリーの対象です。

※下記のサービスのご利用に伴い発生するデータ通信量は、データフリーの対象外となります。

- ① 外部リンクへの接続（LINE アプリ内で友だちから共有され、またはタイムライン／ニュースタブ上で表示されたリンク先のウェブサイト、「LINE」アプリ以外のアプリサービスおよびウェブサービスなどへの接続を指す）
- ② LINE アプリ内で LINE トーク画面等に配信されるライブストリーミング動画（LINE LIVE 機能）のご利用

(3) SNS データフリー

SNS データフリーでは、「LINE」、「Twitter」および「Facebook」の利用に伴い発生するデータ通信量が、データフリーの対象です。

※下記のサービスのご利用に伴い発生するデータ通信量は、データフリーの対象外となります。「LINE」に関しては上記(2)もあわせてご確認ください。

① 外部リンクへの接続

② 「Facebook」:

Facebook Live (Facebook 上でのライブストリーミング動画) および Facebook が提供する Messenger のご利用

③ 「Twitter」:

Twitter のライブストリーミング動画 (Periscope) のご利用

(4) SNS 音楽データフリー

SNS 音楽データフリーでは、「LINE」、「Twitter」、「Facebook」、「Instagram」、「LINE MUSIC」、「Spotify」および「AWA」の利用に伴い発生するデータ通信量が、データフリーの対象です。

※楽曲の視聴およびダウンロードの利用については、音楽が快適に利用できる範囲で独立の速度設定をすることがあります。楽曲の視聴およびダウンロードを利用中でも、他の通信も安定して利用することができます。

※下記のサービスの利用に伴い発生するデータ通信量は、データフリーの対象外となります。「LINE」に関しては上記(2)を、「Twitter」および「Facebook」に関しては上記(3)をあわせてご確認ください。

① 外部リンクへの接続

② 「Instagram」:

ライブの配信および閲覧、ビデオチャット

③ 「LINE MUSIC」:

ミュージックビデオのご利用

④ 「Spotify」:

ポッドキャストの再生およびダウンロード

(5) その他留意事項

- LINE モバイル ウェブサイト内のマイページへの接続はデータフリー対象となります。
- 上記のデータフリー対象サービスについては、アプリケーションでの利用のみならずウェブブラウザでの利用についてもデータフリー対象となります。アプリケーションでの利用については、公式アプリを利用する場合のみデータフリー対象となります。
- 上記においてデータフリー対象となっているデータであっても、Wi-Fi など LINE モバイル以外のネットワークでのアプリケーションの利用中に、当該別のネットワークから LINE モバイルへ切替がなされた場合や、アプリケーションの更新に伴う識別子の変更などの理由により、データフリーの対象外として認識される場合があります。
- 外部サイトを埋め込む方法により再生される動画 (YouTube など) については、データフリーの対象外です。
- 上記においてデータフリー対象となっているデータに係る通信は、データ通信利用容量を超えた場合であっても、他の理由があるときを除き、通信速度を制限されることはありません。
- データフリー機能の利用により、他のお客様の迷惑となるような、大容量のデータの継続的な送受信などを行った場合に、一時的に通信を制限する場合があります。
- 上記データフリー対象サービスの範囲は、今後、変更または追加されることがあります。変更または追加された後のデータフリー対象サービスの範囲は、既に契約している契約者にも適用されます (ただし、データフリー対象サ-

ビスの変更または追加は順次実施される場合があります。そのため、契約者と他のお客様との間でデータフリー対象サービスが変更または追加される時期に差が生じる場合があります。）。

- 上記データフリー対象サービスの利用に伴い発生するデータ通信量のうちデータフリーの対象外となるものは、各対象サービスの機能の変更・追加・削除などにより、変更される場合があります。

5. 共通オプションサービス

端末保証 ※1	450 円（税込 495 円）/月
持込端末保証 ※1	500 円（税込 550 円）/月
LINE MUSIC オプション ※2	750 円（税込 825 円）/月
ウイルスバスターオプション ※3	420 円（税込 462 円）/月
Wi-Fi オプション ※4	200 円（税込 220 円）/月

※1 端末保証および持込端末保証は、当社または当社指定のシステムに登録された通信端末に偶発的破損または自然故障が発生した場合に、当該端末を修理または交換端末と交換できるサービスをいいます。「[端末購入規約](#)」に基づき購入された通信端末については端末保証がご利用でき、他社で購入された通信端末については持込端末保証がご利用いただけます。ご利用に際しては、上記の月額利用料金に加えて、端末交換・修理代金などの規約に定めるその他料金が発生します。ご利用条件の詳細については、「[端末保証規約](#)」および「[持込端末保証規約](#)」をご確認ください。

※2 LINE MUSIC オプションは、LINE MUSIC 株式会社が有料で提供するサブスクリプションサービスの利用権の付与等に係るサービスをいいます。ご利用条件の詳細については、「[LINE MUSIC オプション規約](#)」をご確認ください。

※3 ウイルスバスターオプションは、トレンドマイクロ株式会社が「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」の名称で提供するソフトウェア製品およびそれに付随する各種情報等を、お客様が当社から購入することに係るサービスをいいます。ご利用条件の詳細については、「[ウイルスバスターオプション規約](#)」をご確認ください。

※4 Wi-Fi オプションは、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供する公衆無線 LAN アクセスを利用したインターネット接続サービスに係るサービスをいいます。ご利用条件の詳細については、「[Wi-Fi オプション規約](#)」をご確認ください。

6. 音声通話 SIM オプションサービス

	SoftBank 回線	docomo 回線	au 回線
いつでも電話	無料（申込不要）		

	SoftBank 回線	docomo 回線	au 回線
10 分電話かけ放題 オプション ※1	880 円（税込 968 円） / 月		
留守番電話	無料（申込不要）	—	—
留守番電話プラス	300 円（税込 330 円） / 月		
転送電話	無料（申込不要）	無料	無料（申込不要）
割込通話	200 円（税込 220 円） / 月		
グループ通話	200 円 （税込 220 円） / 月	—	200 円 （税込 220 円） / 月
通話明細 ※2	100 円（税込 110 円） / 月		
迷惑電話ストップ	100 円 （税込 110 円） / 月	無料	100 円 （税込 110 円） / 月
国際電話	無料（申込不要）	無料	無料（申込不要）
国際ローミング ※3	—	無料	—

※1 10 分電話かけ放題オプションは、通話アプリ「いつでも電話」を利用しての発信または通話先電話番号の前に別途指定するプレフィックス番号を付加して発信した場合に、1 音声通話あたり 10 分以内の日本国内間の通話料が無料となるサービスをいいます。10 分を超える通話については通話先に応じて 10 円（免税）/30 秒または 10 円（税込）/30 秒の通話料が別途発生します。ご利用条件の詳細については、「[いつでも電話規約](#)」をご確認ください。

※2 通話明細は LINE モバイル ウェブサイト内のマイページにてご確認ください。各月の通話明細は、通話利用した月の翌々月より確認（過去 6 ヶ月分の参照が可能）できます。課金開始月の翌々月より申し込みを行うことができます。

※3 docomo 回線における国際ローミングは、課金開始日の属する月の翌々月末日まで利用できません。その翌月 1 日から LINE モバイル ウェブサイト内のマイページ上で当社が別途定める手続に従ってお申し込みいただき、当社が審査の上でこれを承認した場合に、利用を開始することができます。

※4 音声通話 SIM オプションサービスの月額料金は、日割り計算を行いません。

7. 通話料/SMS 利用料

通話料 ※1※2	20 円（税込 22 円）/30 秒
「いつでも電話」通話料 ※3※4	10 円（免税）/30 秒または 10 円（税込）/30 秒
SMS 送信料（国内） ※5※6	3～30 円（税込 3.3～33 円）/通
SMS 送信料（国際） ※5※7	50～1,000 円（非課税）/通
SMS 受信料	無料

※1 docomo 回線で国際通話および国際ローミング利用の場合には、株式会社 NTT ドコモが Xi サービス契約約款および国際電話サービス契約約款にて定める料金と同額の通話料金が発生します。

※2 SoftBank 回線、au 回線で国際通話を利用の場合には、それぞれソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社が定める料金と同額の通話料金が発生します。

※3 ビデオ電話など、一般の音声通話以外を利用した場合には、別料金が発生します。

※4 通話アプリ「いつでも電話」を利用しての発信または通話先電話番号の前に別途指定するプレフィックス番号を付加して発信した場合には、日本国内の通話料が通話先に応じて 10 円（免税）/30 秒または 10 円（税込）/30 秒で利用できます。通話アプリ「いつでも電話」の利用は、本サービス（音声通話 SIM ご利用の場合に限る）に自動的に付帯されます。ご利用条件の詳細については、「[いつでも電話規約](#)」をご確認ください。

※5 SMS の 1 回あたり送信料金（送信通数）は送信文字数に応じて変わります。

※6 ある月の SMS 送信料（国内）は、消費税相当額を除いた 1 通あたりの料金に送信された SMS の数を乗じたものに対して消費税相当額が計算されます。

※7 データ SIM（SMS 付き）の場合、海外で送受信することはできません。

(附則)

本利用規約は、2020 年 2 月 19 日から実施します。

2020 年 3 月 31 日一部改訂

2020 年 5 月 25 日一部改訂

2020 年 6 月 15 日一部改訂

2020 年 7 月 20 日一部改訂

2020 年 8 月 26 日一部改訂

2020 年 12 月 24 日一部改訂

2021 年 1 月 27 日一部改訂